

第一 設問1

1 小問1

本件取得は本件合意に基づくものである。C は本件合意が会社法127条及び民法90条に反し無効であるため、本件取得も無効であると主張する。

(1) 会社法127条の趣旨は持分会社の社員と異なり退社による投下資本の回収が予定されていない株主について株式譲渡の自由を認めることで、投下資本の回収を実質的に保障する点にある。そこで、株主の投下資本の回収の機会を実質的に奪うような合理性を欠く合意は無効となると解する。

(2) 本件合意は本件書面によれば、譲渡先がAに固定され、退社と停止条件としている点で譲渡時期に制限があり、譲渡代金が100円に固定されているという点で株式の譲渡の自由に対する制限がある。しかし、甲が非公開会社であることから本件株式は元来甲自身または甲の指定する者にしか譲渡できない株式であるといえるため制限の程度が大きくない。また、本件合意は本件制度の一環としてなされているところ、本件制度を維持するためには退社の時点で株式を回収する必要があることから、譲渡時期の制限にも合理性がある。さらに、譲渡金額が100円に固定されている点についても、譲受金額と同額であるから投下資本を回収できているといえる。なお、現在の株式の価格が1000円であると考えられることから、実質的には投下資本の回収ができていないとの主張が想定される。しかし、元来本件制度の運営のために株式を譲渡しており、たまたま退社の時期に株価の上昇があったからといって、それを取得させるべきであるとは言い難い。また、配当が実施されており投下資本の半分を回収できているため十分な利益が生じている。これらの事情より投下資本の回収の機会を実質に奪うような合理性を欠くものとは言えない。

(3) したがって、本件合意は有効であり、本件取得も有効である。

2 小問2

(1) 譲渡の有効性

ア 譲渡制限株式の譲渡は、当事者間では有効であり会社との関係では無効となる。

イ 本問では、譲渡承認を得ていない以上、会社との関係では無効であるが、BC間では有効である。したがって、本件譲渡はBを起点としたACにおける二重譲渡となっている。

(2) 譲渡承認

もっとも、本問では、「株式会社」甲は、譲渡不承認の決定の通知(139条2項)後、40日以内に、指定買取人Aによる買取の決定の通知(141条1項)をしていないため、譲渡を承認したとみなされる(145条2号、同条柱書本文)。

(3) 譲渡の対抗

そうだとした場合、株式の譲渡について名簿書き換えがなされていない以上、本件譲渡を対抗できないのではない(130条1項)。

ア 同項の趣旨は会社の事務処理上の便宜を図るためである。会社の側で譲渡があったことを知っていながら、正当な理由なく名義書き換えを拒んだ場合には上記の趣旨が妥当し

ない。そこで、不当な名義書き換えの拒絶があった場合には、株式の譲渡は名義書き換えなく主張できると解するべきである。

イ 本問では、本件譲渡の当事者である B C から名義書き換え請求があり、また、上記の通りみなし承認によって譲渡が有効になっているにもかかわらず、これを拒絶している。その A の意向を確認するためであって、また、事後的に A に対する譲渡を承認して、名義書き換えを承諾していることから、C に対する譲渡の対抗要件の具備を遅らせて、A を優先させる意図であったと推認できる。これは不当な拒絶であるといえる。

ウ したがって、名義書き換えなくとも本件譲渡は対抗できる。

(4) よって、本件訴えにかかる請求は認められる。

第二 設問2

1 小問1

E は本件募集株式の発行について無効確認の訴え（828条1項2号）を提起する。

(1) 本件募集株式の発行から「1年以内」（同号括弧書）であり、E は「株主」（同条2項2号）であるから甲社を被告として適法に上記の訴えを提起することができる。

(2) 無効事由は明文に記載されていないところ、私法の一般原則に従い重大な違法がある場合に限り無効となると解する。なお、公開会社と異なり提訴期間が1年間と長期にされているのは、非公開会社において株主が誰であるかが重要であると考えられているからである。そこで、公開会社の場合と異なり、差止の機会が保障されていなかったことは要件として不要であると解する。

(3) そこで次に、208条1項の規定による出資の履行が仮払込であるとして、208条1項、213条の2第1項1号に反し、無効事由となるか検討する。

ア 払込みの仮払とは、実際に事業資金として利用する意図なく払込の外形を生じさせる意図を有するにすぎない場合を言うとして解する。そして、同条項の趣旨は資本充実の現れであるから、同条項違反は重大な違法となる。

イ 本件募集株式の発行は、資本金の額を増加させるために行われているところ、単に資本金の額を増加させる目的であったと推認できる。また、問題文のスキームによれば、実質的には本件融資①によって甲の支出した5000万円が還流して、本件融資②を経て、丙の出資の履行に使われているにすぎないといえる。このことから実際に事業資金として利用する意図のなかったことが推認される。

ウ したがって、払込の仮払という重大な違法がある。

(4) よって、本件募集株式の発行は無効である。

2 小問2

E は本件定時株主総会において、株主でない丁が議決権を行使したことが決議方法の法令違反に該当する（831条1項1号）に該当するとして、株主総会決議の取消しの訴え（同項柱書）を提起する。

(1) E は「株主」であり、また、上記総会から「3ヶ月」が経過していないことから適

法に訴えを提起することができる。

(2) 上記の通り本件株式の発行は無効であるところ、本件株式の譲受人を株主として扱うことは違法となるか。

ア 株式の発行自体が無効となった場合であっても、その株式自体は有効に成立しており、それを譲り受けたものは株主になると解するべきである。なぜならば、株主としての地位を否定すると、無効原因のある株式の譲受人が参加した株主総会が全て取消原因のあることになり法的安定性を害するからである。

イ したがって、丁は本件株式の譲受人であるが、株主としての地位を有するため、丁の議決権行使は違法ではない。

(3) よって、上記請求は認められない。

第三 設問3

1 Fは、本件臨時株主総会までの間の期間については取締役としての報酬請求権を理由とする月額100万円の支払いを、それ以降の期間について損害賠償請求権(339条2項)として任期満了までの間の報酬相当額月額100万円の支払いを請求する。

2 本件臨時株主総会①による解任の有効性

本件臨時株主総会①は、株主に対する招集通知という重大な手続が一切されておらず、また、出席株主はA及びGらであり総株主の52%しか出席していないため、瑕疵が治癒されたとは言えず、不存在である。

3 本件臨時株主総会②による追認の有効性

(1) 339条1項及び2項の趣旨は、会社の迅速な経営の確保と取締役の地位の保障の調和にある。これは取締役の利益保護を含む規定であるから、株主の同意によって瑕疵を治癒することができるものではない。したがって、事後的な追認によって遡及的に、取締役の地位が失われることはない。

(2) したがって、Fが取締役としての地位を失うのは本件臨時株主総会②の時点であるから、その時点までの報酬を請求することができる。

4 損害賠償請求

(1) 339条の趣旨は上記の通りであるところ、「正当な理由」とは経営上の合理性があり、解任されてもやむを得ない場合をいう。

(2) 本問では、Fは病気により長期療養が必要となっており、会社に出社することすら困難になっているのであるから、退任させることに経営上の合理性があり、解任されてもやむをえないといえる。

(3) したがって、損害賠償請求権は発生しない。

5 よって、2月ないし4月分の300万円の限度でFの請求は認められる。

令和 8 年度司法試験本試験 会社法再現答案

設問 1 小問 1

1 C は、本件訴えにおいて、本件取得自体を争うために、そもそも本件制度自体が 127 条に反し無効であり、本件制度に基づいてなされた本件合意も無効であるから、本件取得により B から A に本件株式が譲渡されたことにはならないと主張することが考えられる。

2 では、本件制度自体が 127 条に反し無効であるといえるか。本件制度は従業員持株制度の一環として設けられているところ、①退職時に譲渡が強制されている点及び②譲渡の相手方が A に限られている点、③ B から A に譲渡する際の価額が 1 株 100 円と一定額に定められている点が問題となる。

- (1) まず、退職時に譲渡が強制されている点について、本件制度の目的は、従業員の甲社への帰属意識を高め、かつその勤労意欲の維持向上を図ることにあるから、甲社従業員に甲社株式を保有させることが重要であり、制度の目的からして甲社従業員以外の者に甲社株式を保有させても意味を持たない。そのため、退職時に譲渡が強制されていたとしても本件制度はこの部分については有効である。
- (2) 次に、譲渡の相手方が A に限られている点について、会社法では、譲渡制限株式を譲渡する際には取締役会等の承認を得なければ会社との関係では株式を譲渡できないこととされており(139 条)、株式を譲り渡す側に株式の譲受人を決定する自由は会社法上保護されていない。そのため、譲渡の相手方を A に限定することもできるから、このような限定がされていたとしても本件制度はこの部分については有効である。
- (3) さらに、B から A に株式を譲り渡す際の価額が 1 株 100 円と定められている点については、B が株式を譲り渡す際に得られるキャピタルゲインを一切否定するものであり、B が投下資本を回収することを否定するものである。実際、本件譲渡の直前の時期に甲社は投資会社を引受人として 1 株 1000 円を払込金額とする募集株式の発行を行っていたのであり、B が A に本件株式を譲り渡す際にもこの金額を反映したとすれば B は 1 株 1000 円で本件株式を譲渡できたはずである。それにもかかわらず、B が本件株式を取得する際の株式の価額と同額の 1 株 100 円でしか本件株式を譲渡することができなかったのであるから、B はキャピタルゲインを得ることが一切できなかった。また、甲社は毎年、1 株当たり 10 円の剰余金の配当をしているにすぎず、配当性向が 100%であるといった特段の事情もないから、このように株式を譲り渡す際の価額を一定額に定めている点については 127 条に反し、無効である。
- (4) したがって、本件合意のうち、B から A に譲渡する際の価額が 1 株 100 円と一定額に定められている点は無効であるから、本件合意に基づいてなされた本件取得も効力を発生しない。

設問 1 小問 2

1 本件訴えに係る請求は認められるか。請求が認められるためには、Cが本件株式の株主と言えなければならないため、Cが株主といえるかを検討する。

(1) まず、BはCとの間で本件株式を1株1000円でCに譲渡することを合意しており、Bは令和2年8月3日、甲社に対し、本件譲渡を承認すること及び本件譲渡を承認しない場合には甲社又は甲社の指定する買受人が本件株式を買い取ることを請求している(136条、138条1号ハ)。しかし、甲社は同月10日、本件譲渡を承認しない旨の通知はした(139条2項)ものの、甲社又は甲社の指定する買受人が本件株式を買い取るかについては、Bに対し何らの請求もしなかった。そのため、「株式会社が139条2項の規定による通知の日から40日以内に141条1項の規定による通知をしなかった場合」(145条2号)に該当する。また、BはAとの間で本件合意によりA以外の者に本件株式を譲り渡すことはしない旨の合意をしているところ、Aはすでに甲社の取締役を退任していることから、本件合意を株式会社と譲渡等承認請求者との合意による別段の定めとみることはできない(同条柱書ただし書き)。したがって、甲社は136条の承認をする旨の決定をしたものとみなされる。

(2) そして、B及びCは令和2年10月1日、甲社に対し、Cが本件譲渡により本件株式を取得したとして、株主名簿の名義書き換え請求をしている(134条1号)ため、甲社はこの時点で名義書き換えに応じなければならない。しかし、甲社は、本件請求よりも後になされた本件取得を承認し、本件取得を理由としてAに株主名簿の名義書き換えをしたため、本件株式の株主はAであり、すでに株主名簿の名義書き換えをしていることを理由に、本件請求に応じることはできないと回答している。これは、本来、本件請求の方が先になされていたのであるから、本件請求に応じるべきであったのに、甲社が不当に名義書き換えを遅らせたとして名義書き換えの不当拒絶に当たる。

(3) そもそも、株主名簿制度の趣旨は多数かつ絶えず変動する株主の取扱いに関する会社の事務処理上の便宜を図る点にあるから、名義書き換えの義務を怠った会社はその不利益を株式譲受人に帰するのは信義則に反する。そこで、不当拒絶の場合には、名義書き換え未了の株式譲受人は会社に対し、株主であることを対抗できると解する。

本件でも、Cは株主名簿の名義書き換えがなされていなくても甲社に対し、株主であることを対抗することができる。

(4) よって、本件訴えに係る請求は認められる。

設問2 小問1

1 Eは、本件募集株式発行の効力を否定するために、新株発行無効の訴え(828条2号)を提起し、本件募集株式の発行には払い込みの仮装(213条の2)があったことから、募集株式の発行も無効になると主張することが考えられる。

2 では、本件募集株式発行で払い込みの仮装がなされたといえるか。

- (1) この点について、確かに、形式的には現実の金銭の移動がある。しかし、株式の払い込みが実質的には会社の資金とする意図なく単に払い込みの外形を装ったにすぎない場合には、その払込みは無効となる。
- (2) 本件では、甲社が丁社に対して 5000 万円の融資をし、丁社はこれによって得た 5000 万円を丙社に対して融資し、丙社はこれによって得た 5000 万円で本件募集株式発行における払い込みを行ったのであるから、払い込みに使われた 5000 万円は実質的には甲社が出捐したものであり、株式の払い込みが会社の資金とする意図なく単に払い込みの外形を装ったにすぎないといえることができる。そのため、払い込みの仮装があったと言え、その払込みは無効となる。

3 払い込みの仮装があった場合の募集株式の発行は無効となるか。

- (1) この点について、取引安全の観点から、募集株式の発行の無効事由は重大な瑕疵に限定されると解する。
- (2) 本件では、払い込みがされた 5000 万円は実質的には甲社が出捐したものであり、実際には甲社に資金は入ってきていないのであるから、会社の資金面に与える影響は大きく、手続きの公正を確保するという観点からも払い込みの仮装がなされた場合の募集株式の発行は重大な瑕疵があるといえることができる。

4 したがって、無効事由があるといえることができるから、件募集株式発行は無効である。

設問 2 小問 2

1 E は、本件定時株主総会決議の効力を否定するために、決議取消しの訴えを提起し、本件募集株式発行に係る株式について議決権を行使することができない丁社が議決権を行使したことが決議方法の法令違反（831 条 1 項 1 号）に当たると主張することが考えられる。

2 まず、丁社は丙社との間で、本件募集株式発行によって丙社が取得した甲社株式 5 万株を譲渡することについて合意し、甲社の承認を得て当該株式を譲り受けている。もっとも、丁社は上記の通り、本件募集株式発行の払い込みを仮装することに関与しており、払い込みの仮装がなされたことについて悪意であったといえることができる。かかる場合、悪意の譲受人との関係では取引の安全を考慮する必要は無いから、悪意の譲受人との関係でも募集株式の発行は無効であるといえることができる。

そうだとすれば、丁社が賛成の議決権を行使した甲社株式 5 万株については丁社との関係でも無効であるから、丁社は議決権を行使することはできなかったものであり、議決権の過半数の賛成があったといえることはできなくなる。

したがって、決議方法の法令違反(309 条 1 項)があったといえることができるから、本件定時株主総会の効力は否定される。

設問 3

1 F は本件臨時株主総会①における決議は無効であるため、任期満了まで甲社の取締役であったとして委任契約に基づく報酬支払請求（民法 648 条）に基づき 500 万円の支払い請求をすることが考えられる。

2 では、本件臨時株主総会①における決議は無効であるといえるか。

この点について、本件臨時株主総会①については、株主に対する招集通知が一切発出されていなかったのであるから、A及びGらが出席しており、定足数を満たしていたとしても、招集手続の瑕疵が著しく重大であるため、法的に株主総会が開催されたと評価することができない。そのため、本件臨時株主総会①における決議は不存在であるといえることができる。

そして、本件臨時株主総会②において、本件臨時株主総会①におけるFの取締役解任決議を追認する旨の議案が定足数を満たしたうえで賛成多数により可決されているものの、取締役が解任されることによる法的効果は遡及させることができないため、本件臨時株主総会②で決議がなされた時点でFは取締役を解任させられたこととなる。

したがって、Fは令和7年4月30日に取締役を解任させられているから、同年2月から4月までの300万円の範囲で取締役報酬の支払い請求は認められる。

以上